

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
440001	大分県

### (1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 全国(自治体数)委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			100.0%
電話交換	○	視察先の調査等により業務が継続できなくなった場合、民間委託	92.1%
公用車運転			93.5%
学校給食(調理)			97.8%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	平成29年度から私立学校用務員の確保は原則禁止し、教育事務等への転用拡大を実施(国・県・市町村等の指定設置を除き施設整備を除く)	38.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

### (3)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】 全国(都道府県)	
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	実施率	委託率
実施済	委託予定無し	○		○	○	○	○	○	○	97.9%	78.7%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	○	業務改革効果	○
------	---	--------	---

### (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】 全国(都道府県)導入率
体育館	1	1	100.0%		0		95.3%
競技場 (野球場、フリスココート等)	5	4	80.0%	市町村と維持管理協定を締結済のため	0		92.4%
プール	0	0		平成29年度末1日以前に廃止し公営プールを廃止する予定であるため	0		93.8%
海水浴場	3	0	0.0%	市町村と維持管理協定を締結済のため	0		57.1%
宿泊施設 (ホテル、観光ホテル等)	0	0			0		93.1%
保養施設 (保養所、保養センター等)	0	0			0		96.3%
キャンプ場等	4	4	100.0%		0		96.8%
産業情報提供施設	0	0			0		53.1%
展示場施設、見本市施設	2	2	100.0%		0		97.5%
開放型研究施設等	0	0			0		26.8%
大規模公園	8	8	100.0%		0		67.7%
公営住宅	105	0	0.0%	公営住宅法第47条に基づく管理代行制度を導入済みであるため	0		67.1%
駐車場	2	1	50.0%	平成29年度末1日以前に廃止し公営駐車場を廃止する予定であるため	0		67.2%
大規模遊園、斎場等	0	0			0		100.0%
図書館	1	0	0.0%	廃止を予定する施設として取り扱っているため、所管が民間委託に切り替わっているため	1	専任職員は地域性や得意分野により、市町村と協働での支援や民間へのサービス提供等の役割を担うため	32.8%
博物館 (博物館、資料館、歴史館、郷土館等)	5	1	20.0%	廃止を予定する施設として取り扱っているため	4	公文書等は貴重な文化財の保存・管理を担っており、行政機関としての役割が大きい。歴史資料と民間委託、博物館文化センターは民間委託が効果的であるため、継続した管理が必要となる	50.0%
公民館、市民会館	0	0			0		0.0%
文化会館	1	1	100.0%		0		92.2%
合宿所、研修所等 (青少年の健全育成)	5	3	60.0%	直営で運営すべき施設として整理しているため	2	市町村の社会教育施設には事業用施設として学校が活用する役割があるため	67.7%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%
介護支援センター	1	1	100.0%		0		100.0%
福祉・保健センター	0	0			0		71.4%
児童クラブ、学童館等	0	0			0		65.7%

### (4)自治体情報システムのクラウド化

実施状況	【参考】 実施率(都道府県)	【参考】 自治体クラウドへの移行時期	
		自治体クラウド	単独クラウド
実施済	○	0.0%	34.0%
実施予定		実施予定時期	
検討中		検討状況	
未実施		実施しない理由	

### (5)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期	○
-----	---	------	--	--------	---

【参考】  
策定割合(全国(都道府県))  
100.0%

### (6)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定		作成完了予定年度	
-----	---	------	--	----------	--

【参考】  
作成割合(全国(都道府県))  
87.2%

(注1)統一納税による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都合、依頼票ごとにより仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体